

鳳来 山の家 会員制度について

2021年4月1日

はじめに

“鳳来 山の家”は、人を愛し、田舎を愛し、自然を味わい、自然と遊ぶことを目的とした会員制の施設です。
ご利用に当たっては会員である必要があります。よって、会員でない方のご利用は、既存会員の紹介で“紹介会員”となることが必要です(ご利用者のうち1人が会員であれば他の方が会員でなくても良いです)
会員には、紹介・悠友・団体会員の種類があり、種別により各種特典があります。
また、ご利用は前々日までの予約制となっています。(空き状況はホームページに掲載しています)

会員種別	内 容
紹介会員	1. 紹介会員とは、既存会員(団体会員は含まず)よりの紹介の方です
	2. 悠友会員ご希望の方は、ご利用のとき、お申し出ください (ご利用から3年以内でしたら、いつでも悠友会員になります)
悠友(家族)会員	1. 悠友会員とは、”鳳来 山の家”を一度ご利用のうえ、3年以内にご希望された方と、そのご家族です
	2. 悠友会員の会員有効期間は最終のご利用より3年です
	3. 悠友(家族)会員が”鳳来 山の家”をご利用いただくときは悠友(家族)会員割引が適用されます
	4. 会報をメール(年4回程度)あるいは郵送(年2回程度)により送付します
	5. 退会は、有効期間の終了か、会員本人の申し出、あるいは”鳳来 山の家”よりの申し入れにより行われます
団体会員	1. 団体会員とは、代表者のうち1名が会員(団体会員含まず)で、申込まれた団体の方々です
	2. 代表者は2名とし、内1名は会員(団体会員含まず)であることが必要です
	3. 団体会員の会員有効期間は団体会員のメンバーが最終利用した日から3年です
	4. 団体会員が”鳳来 山の家”をご利用いただくときは紹介会員扱いとなります ※利用者のうち1人でも会員(団体会員含まず)がみえれば全員その扱いになります
	5. 会報を代表者宛にメール(年4回程度)あるいは郵送(年2回程度)により送付します
	6. 退会は、有効期間の終了か、会員代表者の申し出、あるいは”鳳来 山の家”よりの申し入れにより行われます
ふるさと会員(市民)	1.年に何度も帰郷される会員を対象とした有料の会員です
	2.会員資格 ①原則として1年以上、悠友・特別・協賛会員で、帰郷されたことがある ②ふるさと会員からの紹介
	3.会員期間は4月1日より1年間で、継続は会費の納入をもって継続とします (途中申込みは猛威仕込み日よりは3/31まで)
	4.その他、非常時の支援など、お互いのあり方を検討していきます

一般会員割引率(宿泊基本料金より)

2021年4月1日現在

会員種別	割引率
紹介会員	0 %
悠友(家族)会員	5 %
	前年(期)利用あり
ふるさと会員同伴	10 %

※ 年(期)の始まりは7月1日です
※ ふるさと会員(市民)は別料金となります

